【資料 27】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 4 月 16 日
第 17 回条例検討会資料

第 16 回条例検討会のまとめについて

１．第 15 回検討会のまとめについて

○　下記の制限規定に関する部分以外は、【資料 22】のとおり了承された。

≪制限規定に関する意見≫

・　助言・あっせんの申立てに係る制限規定（行政不服審査法に係るもの、犯罪捜査に係るもの、3 年以上経過したもの）は、条例・ガイドラインのどちらにも盛込むべきではない。一律に制限規定を設けるのではなく、個別の事情に配慮して対象から除くべき。

・　時効期間の 3 年が適切かは別として、何が対象とならないかを明示したほうが、わかりやすい。

⇩

【再検討（案）】

○　助言・あっせんの申立てについて、制限規定は設けないこととします。個別の事情に配慮して助言・あっせんの対象にするかを判断します。

２．市民等の役割（第４条関連）について

○　「市民」の中に、障がいのある人が含まれていることがはっきりと分かる表現にして欲しい。

⇩

【再検討（案）】

○　前文で、「障がいのある人もない人も、すべての市民」と明記されています。

３．角家委員提出意見について

≪角家委員提出意見≫

○　合理的配慮は、障がいのある人からの意思表明があった場合だけではなく、周りの人がその必要性に気付いた場合も提供されるべきと考えるため、合理的配慮の発生要件については、「障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合」ではなく、「障がいのある人が現に社会的障壁の除去を必要としている場合」とすべき。

○　合理的配慮の内容の確定にあたっては、障がいのある人の意向を尊重する必要があることから、「何人も、合理的配慮を提供するに当たっては，障がいのある人の意向を十分に尊重しなければなりません」という規定を追加すべき。

○　合理的配慮の内容を確定するに当たって本人の意向を尊重することが必要とする以上は、その意思表示の受領についても配慮が必要。そのため、差別禁止規定に意思表示の受領の規定を追加すべき。

○　代理・代行決定より、障がいのある人本人の意思・意向が尊重される必要がある。

○　意思表明を必要とせず、当事者本人の意向を尊重するというのが現実にできるのか極めて疑問。本人の意向を尊重するのであれば、発生要件に意思表明が必要。

○　「必要としている場合」は、基本的には本人の意向を酌み取るというニュアンスと考えられる。

○　現状、意思決定支援が全く確立されていないなかで、それを前提に考えるのは非常に難しい。意思確認に関しては家族等も含めた支援者のサポートも当然認めるのだということを前提で、今まで議論してきた。

○　「本人の意向を尊重」という文言は、障がい者の人権をとても大事にしている感じがする。

【再検討（案）】

○　障がいのある方の意思を尊重する、気づいていても知らん顔をするようなことのないように、できるだけその方の意思を感じ取っていくということで、角家委員が提案された内容を基本とします。

４．条例（たたき案）について

第 23 条関連

≪竹田委員提出意見≫

○　国連の障害者権利委員会は「既存の代理・代行決定の仕組みを全廃して、意思決定支援制度への全面転換を実現しない限り、条約第 12 条に違反する」という解釈を示している。そのため、「本人が意思表示できない場合はその保護者」という文言を入れるべきではない。第 23 条については、本人の意思決定を尊重する規定とすべき。

○　日本には、法制度として意思決定支援がないため、前文に「意思決定支援により障がいのある人の自己決定が尊重されることが望まれます」という文言を追加すべき。

○　本人が意思決定できない場合のあり方については、解釈・ガイドラインで示すべき。

○　優先順位は、①本人の意思決定、②意思決定支援を活用した本人の意思決定、③代理・代行決定。

○　代理・代行決定を保護者だけに特定していることに違和感があるので、「本人が意思表示できない場合はその保護者」という文言を削除することについては賛成。意思決定支援制度への全面転換を前提にしたものではない。本人の意思をどのような形で確認するかは、他のところに委ねるべき。

【再検討（案）】

○　本人の意思決定を尊重するという前提で、「本人が意思表示できない場合はその保護者」という文言を削除することとします。意思決定できない場合のあり方については、解釈・ガイドラインで示すこととします。

５．要望等その他意見

○　点字資料や手話通訳、要約筆記などの配慮が必要な場合、事前に申込みがないと準備してもらえない。障がいのない人と比べ、不公平なところがあるので、事前申込みがない参加が可能になるよう、今後改善すべき。

○　特に医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホームなどを対象とした障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修が必要。

○　医療安全研修会では、いろいろな特性のある障がいの方々に対する理解を深める研修が始められている。

○　手話奉仕員等の「等」に要約筆記が含まれているが、きちんと明記すべき。

○　視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人以外の障がいのある人に対する支援も充実すべき。例えば、ＩＴ機器、タブレットやパソコンを使った説明、イラストを多用した説明などが必要ではないか。

○　「（意見 125）65 歳以上になると、障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替わるが、ずっと障害福祉サービスを適用すべき」という意見は、国の制度を変える必要があるため簡単なことではないが、新潟市としても国などに対し何らかの発信をしていくべき。

○　障がいのある人に対する理解を深める周知啓発を行っていただくとともに、この条例をきっかけに、障がいのある人の困り感が少しでも解消できる取組みを行っていただきたい。

○　高齢者等という「等」の中に、障がいのある人が含まれていることがよくあるが、含まれているというのが一目でわかるよう、最初だけでもきちんと明記してほしい。